日本の科学技術政策(5):第1次基本計画を実施

「科学技術基本法」が 1995 年という時期に成立・施行されたのには、相応の時代背景があったと言えるだろう。日本経済が成長の頂点に達し、そしてバブルが崩壊した 1990 年までは、日本の技術は大半が欧米追随(追いつき追い越せ)型で進められてきたし、それによって、欧米諸国と肩を並べ、ある分野では追い越すことができた。



研究開発は民間主導で投資の約 8 割は民間の負担で実施されてきた。民間主導の場合は どうしても製品開発と結びつけて収益を上げていくという方向に行きがちで基礎研究の弱 体化は避けられなかった。

バブル経済の崩壊以降、日本は経済においても技術開発の分野においても、どこを目指していくべきなのか目標を失い、極端にいえば漂流状態に陥ったと言えよう。「失われた十年」と評されたゆえんである。

足元をみると、日本の基礎科学の成果の貧困さや、それを担う大学の研究環境の老朽化、研究者の処遇の低さも明らかだった。日本が誇ってきたハイテク技術も欧米との摩擦や発展途上国の追い上げで、1980年代後半から少しずつ色あせてきた。世界の工業国のトップに立つまでは、欧米の基礎研究の成果を産業化するための民間の研究開発投資も効率が良

かったが、欧米から「ただ乗り」を批判され、世界に貢献できる新しい科学技術の創造への 努力が求められるようになった途端、日本の研究開発の生産性はぐんと落ちてしまった。

長期的視点に立った体系的、かつ一貫した科学技術政策の必要性が高まり、産業界、政界、 学界の人々の多くがそれを求めたと言えるだろう。「基礎研究に力を入れ、独自の技術開発 力を付けていかないと日本の将来は危ない」。そんな問題意識が、基本法制定を後押しした ことは確かだろう。

基本法は、「21世紀に向けて日本が『科学技術創造立国』を目指していくための政策の基本的な枠組みを与えるもの」と規定した。その実現のために、未開の科学技術分野に挑戦し、地球環境やエネルギー問題を解決する新たな科学技術の構築に国を挙げて取り組み、大学を活性化し、新産業の創出を強力に支援しようとの強い意図が盛り込まれた。

基本法の条文に基づいて、首相から科学技術会議に「基本計画」策定について諮問された。 科学技術会議は総合計画部会や基本問題分科会において検討を進め、翌1996年6月「基本 計画案」が答申され、7月に閣議決定された。



初の基本計画は、「今後 10 年程度を見通した上で、2000 年度までの 5 年間 (1996~2000 年度) の科学技術政策を具体化するもの」と位置付けられた。

基礎研究なのか、応用研究なのかに関しては、「社会的、経済的ニーズに対応した研究開発推進と基礎研究の積極的な振興を両方とも追求する」としたうえで、研究成果の厳正な評価を実施することを打ち出した。

また、研究開発体制の現状について基本計画は「柔軟性や競争性が低く、組織の壁を越えた連携・交流が十分に行われていない」との問題点を指摘した。改善策として計画は「大学教員について検討されている任期付き任用制を国立試験研究機関にも導入することや、研究計画を公募して厳選して研究費を付ける競争的資金の大幅拡充を進めること」などを打ち出した。

さらに、研究機関、課題、研究者についての評価の在り方を抜本的に見直し、厳正な評価 を行い、国は評価の在り方に関する大枠の指針を設定するとした。だが、これを外部機関に 客観的に評価してもらう制度を導入するところまでには至らなかった。

予算措置としては科学技術庁が「政府の研究開発投資を 21 世紀初頭に 1992 年当時に比べ倍増させ、欧米主要国並みの GDP(国内総生産)比率 1 %程度にしたい」との目標を示した。これに対して財政のひっ迫を理由に財政当局は強く抵抗した。結局、第 1 次基本計画中の総額を「(倍増に相当する) 約 17 兆円とすることが必要である」というややあいまいな表現となった。当初、この目標達成に関して実現することが危ぶまれたが、その後の毎年の予算要求、折衝や年度途中の補正予算の中で金額が積み上がり、1 次計画中に見込まれた金額はほぼ達成することができた。

また、計画では基本指針として、科学技術の振興は人類発展の基盤であり、新知識の集積は人類の知的資産であるため、科学者、研究者の創造性が十分発揮されること、また人間の生活、社会と自然の調和を図りつつ、推進すべきことをうたった。そのため、広範な分野で均衡のとれた研究開発が行われるよう大学、国公立研究所、民間の連携、自然科学と人文科学の調和のとれた発展への留意などが示された。

だが、実際はどうだったのだろうか。5か年計画が半ばを過ぎた1996年春の時点での民間企業を対象にした調査では、大学における研究成果全般について「評価できる」との回答は14%にとどまり「評価できるものとそれ以外の差が大きい」との声が48%だった。「研究・開発のスピードが遅く、成果が陳腐化している」との回答が26%もあった。国立研究所に対する評価もほぼ同様の結果だった。

大学などの研究が産業界に与えるインパクトについても「不十分である」との声も多く寄

せられた。改善が必要な点についてアンケートは「研究者の組織間の移動がなく、柔軟性、 競争性に欠けている」(41%)、「研究評価の基準が不明確」(40%)(いずれも複数回答)と の指摘がなされた。

予算の配分に関しても、ちぐはぐさが目立った。基本計画に沿って国の一般会計の科学技術予算は増額が認められたものの基礎研究の牙城ともいえる国立大学関係の研究所運営予算が一般会計とは別枠であるため、大幅に削られるといった事態も起きていた。

この結果、研究の質の向上には多くの疑問点がついたほか、大学などの老朽設備の改善が 目標の一割にも達しなかったこと、また、最初の基本計画だったこともあり、今後何を重点 的に進めていくかといった方向性にも欠けるきらいがあったと言えよう。

こうした反省点を踏まえて 2001 年度からスタートする第 2 次の基本計画づくりが 1999 年ごろから科学技術会議の作業部会で始まった。2000 年 12 月にまとまった最終計画案では、基本計画による国づくりの目標として「知的存在感があり人類の未来に寄与する」「安心・安全な生活づくり」「国際競争力があり持続的経済発展ができる」との 3 点を掲げた。

その上で、政府の研究開発投資額を5年間でGDPの1%に相当する24兆円にすることや、世界のトップレベルを目指して4分野を挙げ、戦略的重点化を進めるとした。4分野とは「ライフサイエンス(生命科学)」「情報通信」「環境」「ナノテクノロジー・材料」と規定し、予算や人材を重点的に配分することにした。具体的な方策として、研究費の配分に厳密な評価方法を導入し、優れた研究を促進するため、研究者に競争的に配分する資金枠を拡大する。年間1千万~3千万円の「個人研究資金」を創設することも求めた。また、異なる研究組織や環境における経験が優れた研究につながる、として若い時期に大学や国の研究機関に任期を定めて採用する制度や産官学の人的交流を促進することなどを盛り込む、とした。

文 滝川 進